

第1回 小美玉市学校規模学校配置適正化検討委員会次第

と き 平成22年11月18日
午後2時
ところ 小美玉市役所 第2会議室

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 教育委員長あいさつ
- 4 委員の紹介及び事務局職員の紹介
- 5 検討委員会要綱についての説明（資料1）
- 6 委員長の選出について
- 7 諮 問
- 8 協 議
 - (1) 学校適正化の趣旨及び取り組みについて（資料2）
 - (2) 小美玉市の小中学校の現状と今後の推移
 - (3) 公立小中学校の適正規模についての国及び茨城県の動向（資料3）
 - (4) 意見交換
 - (5) その他
- 9 次回の日程について
- 10 閉 会

諮 問 書

平成22年11月18日

小美玉市学校規模学校配置適正化検討委員会 様

小美玉市教育委員会

小美玉市学校規模学校配置適正化検討委員会設置要綱（平成22年告示第8号）第3条の規定に基づき、次の事項について検討のうえ、提言いただきたく、別紙理由書を添えて諮問いたします。

（諮問事項）

- 1 小美玉市立小中学校の規模及び配置の適正化に関する基本的な考え方について
- 2 小美玉市立小中学校の適正配置の具体的方策について

諮 問 趣 旨

全国的な少子化の傾向と同様に、本市においても児童生徒の減少はこれからの本市の人口構成を見ても、少子高齢化の進行は避けられず、ますます学校の小規模化が進むことは容易に予想でき、これからの学校の適正配置を考え、教育環境を整備していくことは重要な課題となっております。

児童生徒の減少による学校の小規模化については、お互いが切磋琢磨しながら伸びていこうとする面で、人間関係が固定化し、多様な意見に触れる機会が少なくなることが懸念されています。

また、学校運営面においても、同学年や同教科の教員が互いに指導方法等を研究、協議するためには、一定の教員数を確保する必要があります。

中学校では教科担任制であり、各教科に専門の教員を確保することが必要であり、特に授業時数の多い5教科については複数の教員の確保が必要となりますが、学校が小規模化すると教員数を確保することが困難となります。

一方、それぞれの学校には、歴史的経緯と地域の皆様の思いがあります。特に小学校は子どもたちを通し、地域コミュニティの核として長年地域と多様な関わりをもってきました。

しかしながら学校が小規模化していく中で、将来に向けて小美玉市の学校教育を考えると、小美玉市の子どもたちが等しく、よりよい条件で学び合うことができるための環境を整えることは、現在の教育行政に課せられた責務であり、そのためには保護者、地域、学校と行政が一体となって取り組む必要があります。

また、社会環境の変化に伴う教育内容の充実や校舎・体育館の老朽化などに伴ない、耐震補強など施設整備の面においても諸課題を抱えています。

こうした局面を変えるためにも、今後、近年の厳しい財政状況を考慮するとともに、効率的な学校運営にも十分配慮しつつ、これらの諸課題に的確に計画的に対応していかなければなりません。

また、平成20年度に本市のまちづくりの指針として策定された小美玉市総合計画においても、「幼・小・中学校の適正配置について検討すること。」が位置づけられています。

検討委員会では、特色ある学校づくり、子どもたちにとってより充実した教育環境が提供できるよう、各学校の規模や配置状況、また地域との関わりなど様々な視点から、今後の小中学校のあり方について議論していただき、小美玉市教育委員会に、小中学校の適正規模及び適正配置について提言いただきたく諮問いたします。

1 小美玉市小中学校適正規模、適正配置検討の趣旨

全国的な少子化の傾向と同様に、本市においても児童生徒の減少はこれからの本市の人口構成を見ても、少子高齢化の進行は避けられず、ますます学校の小規模化が進むことは容易に予想でき、これからの学校の適正配置を考え、教育環境を整備していくことは重要な課題となっております。

児童生徒の減少による学校の小規模化については、お互いが切磋琢磨しながら伸びていこうとする面で、人間関係が固定化し、多様な意見に触れる機会が少なくなることが懸念されています。

また、学校運営面においても、同学年や同教科の教員が互いに指導方法等を研究、協議するためには、一定の教員数を確保する必要があります。

中学校では教科担任制であり、各教科に専門の教員を確保することが必要であり、特に授業時数の多い5教科については複数の教員の確保が必要となりますが、学校が小規模化すると教員数を確保することが困難となります。

一方、それぞれの学校には、歴史的経緯と地域の皆様の思いがあります。特に小学校は子どもたちを通し、地域コミュニティの核として長年地域と多様な関わりをもってきました。

しかしながら学校が小規模化していく中で、将来に向けて小美玉市の学校教育を考えると、小美玉市の子どもたちが等しく、よりよい条件で学び合うことができるための環境を整えることは、現在の教育行政に課せられた責務であり、そのためには保護者、地域、学校と行政が一体となって取り組む必要があります。

また、社会環境の変化に伴う教育内容の充実や校舎・体育館の老朽化などに伴ない、耐震補強など施設整備の面においても諸課題を抱えています。

こうした局面を変えるためにも、今後、近年の厳しい財政状況を考慮するとともに、効率的な学校運営にも十分配慮しつつ、これらの諸課題に的確に計画的に対応していかなければなりません。

また、平成20年度に本市のまちづくりの指針として策定された小美玉市総合計画においても、「幼・小・中学校の適正配置について検討すること。」が位置づけられています。

このようなことから、小美玉市教育委員会では、小中学校の適正規模及び適正配置について様々な視点から検討するため、幅広い分野の委員で組織する「小美玉市学校規模学校配置適正化検討委員会」に諮問し、その答申に基づいて今後の適正化計画を定めていきたいと考えています。

2 検討すべき事項

■学校適正規模の基本方針について検討

個別具体的な学校ごとの検討ではなく、児童生徒にとって望ましい教育環境を創造することを第一義に、これを契機として広く地域住民に開かれたプロセスをとおして、中長期的、複合的な観点から新たな学校づくりについて検討していきたいと考えています。

具体的には

○小美玉市の教育目標を達成するために、児童生徒にとっての望ましい教育環境はどうあるべきかなど、基本な取組について検討していきます。

- ・小学校の標準学級数
- ・中学校の標準学級数
- ・小学校の1学級あたりの標準人数
- ・中学校の1学級あたりの標準人数
- ・複式学級の取り扱いについて

以上の項目についての基本的な考え方について検討

○適正規模確保のための方策について検討していきます。

- ・学校適正配置について
- ・小中一貫教育の取組について
- ・通学区域の見直し
- ・その他

■学校適正配置について検討

学校の適正配置は、適正規模についての基本方針を踏まえ、子どもたちにとって望ましい教育環境を整備していくための方策について、検討していきます。

具体的には

○学校施設整備との整合性を図りながら、永続的な適正規模の確保について検討します。

- ・学校の統廃合
- ・校舎の改築時期

○通学区域の見直しについて検討します。

- ・通学距離

- ・通学区域の設定
- ・通学路の安全確保
- ・通学区域の弾力化

○地域の実情に応じた小中学校の位置づけについて検討します。

- ・市街地校と農村部とでの異なった視点での検討
- ・無理のない通学時間の確保、遠距離通学の支援策
- ・特色ある学校づくり

○小中一貫教育の取組について検討します。

3 検討委員会の開催日程

検討委員会において検討される、学校適正規模基本方針については平成23年6月頃の策定を予定しています。また、学校適正配置実施計画については平成24年3月頃の策定を目指しています。したがって学校適正規模基本方針から学校適正配置実施計画に関しての答申までに要する期間は、約1年5ヶ月を予定しております。また、会議は全体会議として毎月1回程度開催する予定ですが、この他にも市内小中学校の視察や既に学校適正化に取り組んでいる市町村の視察、また、地域の方々との懇談会の開催などを予定しております。

4 小美玉市の小中学校の現状と将来推計について

(1) 学級数と児童生徒数の推移

小美玉市には、小学校12校（小川地区5校、美野里地区4校、玉里地区3校）また、中学校が4校（小川地区2校、美野里地区1校、玉里地区1校）が、設置されておりますが、このうち単学級（1学年1学級）のある小学校については、野田小、上吉影小、下吉影小、橘小、玉里小、玉里北小、玉里東小と半数以上を占めています。また、玉里東小については、本年度について5年6年が複式学級となっております。

中学校でも1学年2学級で編成されている学級のある学校が、小川北中、玉里中の2校となっております。

○児童生徒数の推移

(単位：人)

年度	18	19	20	21	22
小学校	3,188	3,163	3,121	3,076	3,055
中学校	1,629	1,620	1,598	1,553	1,553

(毎年度5月1日現在)

○学級数の推移

(単位：学級)

年度	18	19	20	21	22
小学校	115 (131)	114 (131)	111 (126)	111 (127)	109 (128)
中学校	46 (51)	46 (52)	45 (53)	44 (53)	44 (51)

(毎年度5月1日現在)

※()内は、普通学級、特別支援学級の合計数です。

(2) 児童生徒数の将来推計

平成21年度学校基本調査によると、平成21年度と平成34年度を比較すると平成21年度よりも小学校で8.4%、中学校で6.1%減少するものと試算されております。

あくまでも推計値ではありますが、児童生徒数は今後も減少するものと考えられます。

○児童生徒数の将来推計

(単位：人)

年度	23	26	29	32	34
小学校	3,047	2,925	2,816	2,760	2,758
中学校	1,503	1,422	1,373	1,369	1,366

(平成21年度学校基本調査より)

(3) 学級数の将来推計

同じ調査によるものですが、平成21年度と平成34年度を比較すると平成21年度よりも小学校で5学級、中学校で1学級減少するものと試算されております。あくまでも推計値ではありますが、児童生徒数の減少に伴って学級数も減少するものと考えられます。

○学級数の将来推計

(単位：学級)

年度	23	26	29	32	34
小学校	111	104	104	103	103
中学校	41	40	39	39	39

(平成21年度学校基本調査より)

※学級数については、普通学級のみ数です。

学校施設の耐震化の状況（「平成20年度に実施した耐震診断（2次）の公表と耐震化の現状について 平成21年11月公表」より転載）

現在、市内には16の小中学校と6つの幼稚園に59棟の校舎や体育館があり、これらの内、新耐震基準により建てられた17棟と、耐震化がすでに完了した13棟を合わせた30棟以外の28棟（1棟は老朽化のため除外）については、今後、耐震補強又は改築等により耐震化が必要となります。全棟数に占める耐震上問題のない棟数の割合である耐震化率は50.8%となっています。

上記の建物の耐震化を早期に図るために、平成18年度に小中学校及び幼稚園の耐震化優先度調査を実施しました。平成20年度にはその結果を受けて、優先度の最も高かった2校（堅倉小学校・小川北中学校）の校舎改築に向けて基本設計を行い、堅倉小学校につきましては本年度実施設計に着手いたしました。また、以前から進めていた小川地区の統合幼稚園につきましては整備が完了し、平成21年4月に「元気っ子幼稚園」とし開園いたしました。

これまでの耐震化の現状と、今回は、平成20年度に実施した耐震診断（2次）の結果が出たことから、その結果を地震防災対策特別措置法第6条の2第2項の規定に基づき公表いたします。

耐震化の状況

区 分	校数	棟数	新耐震基準 による棟数	旧基準に よる棟数	耐震化済		耐震化が 必要な棟 数
					耐震診断適 合	耐 震 補 強 済	
小学校	12	37	8	29	8	2	19
中学校	4	14	5	9	1	2	5
幼稚園	6	8	4	4	0	0	4
計	22	59	17	42	9	4	28

※1 中学校の旧基準による棟数9棟ですが、1棟につきまして老朽化のため除外していることから、耐震化が必要な棟数を6でなく5としております。

※2 各施設の耐震診断（2次）調査の結果は、別紙「耐震診断調査結果一覧表」をご覧ください。

※3 診断結果として構造耐震指標 I s 値が記載されております。また、備考欄に H20

耐震診断、H20 耐震診断適合と記載された建物が平成20年度に診断されたものとなります。

- ※4 文部科学省では、学校施設で耐震化が必要となる建物は、新耐震基準以前（昭和56年以前）に建築された2階建て以上、又は床面積200㎡を超える非木造建物としています。
- ※5 耐震診断とは、新耐震基準以前に建てられた建物の耐震性能を判断するものです。診断は、国が定めた診断基準での現況調査、構造計算及び専門家の工学的判断で行います。

公立小中学校の適正規模についての国及び茨城県の動向

国の基準

- 小学校の標準学級数「12学級以上18学級」（学校教育法施行規則第41条）
- 中学校の標準学級数「12学級以上18学級」（同規則第79条）
- 1学級の児童生徒数の上限「40人」（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条）
- 複式学級 2つの学年で編制する学級（複式学級）の場合は、小学校で「16人」（1年生児童を含む場合は8人）、中学校で「8人」を標準としています。
- 通学距離 小学校おおむね4km以内 中学校をおおむね6km以内
（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条）

国の動向

○教育振興基本計画の決定（平成20年7月閣議決定）

平成20年7月に閣議決定された教育振興基本計画では、「学校の適正配置は、それぞれの地域の実情に応じて判断することが基本であるが、国は望ましい学校規模等について検討し、学校の適正配置を進め教育効果を高める」とされ、これを受け中央教育審議会の中に「小中学校の設置・運営の在り方等に関する作業部会」を設置し小中学校の適正配置について検討されているところであります。

茨城県の指針（抜粋）

平成20年4月に茨城県より適正規模としての指針が示されました。

これは県として児童生徒のより良い教育環境や学習環境、人間関係の構築などから望ましい学校の目指すべき姿を示したものでありますが、学校の適正規模や適正配置については、設置者である市町村がそれぞれの歴史や地域との関わりに考慮しながら主体的に行なうべきとされています。

また、新しい学校づくり支援事業として教員の加配や非常勤講師の配置など教職員配置の充実のための事業や遠距離通学対策として、スクールバス購入のための補助などに取り組んでいます。

小中学校の適正規模の基準

- 小学校においては、クラス替えが可能である各学年2学級以上となる12学級以上が望ましい。
- 中学校においては、クラス替えが可能ですべての教科の担任が配置できる9学級以上が望ましい。（国語・社会・数学・理科・英語に複数の教員配置が可能）